

# 団体貸出利用の手引き (保育園・島内団体向け)

## 1. 団体貸出とは

団体貸出とは、読書活動に関わる官公署、学校、社会教育関係団体、会社等の団体に、八丈町立図書館が資料を貸し出す制度です。

貸出数	貸出期間	対象資料
1団体につき 合計100点	1か月  (原則延長はしない)	図書(100冊以内)  紙芝居(30組以内)  DVD(10本以内) ※上映会は不可  ※シリーズなどをまとめて借りたい場合はご相談ください

## 利用上の注意

貸出期間を長く設定していますので、原則延長できません。

やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

その場合でも次の予約が入っている場合は延長できませんのでご了承ください。

☆ 新着本はご遠慮ください。当館における新着本は新規に購入してから1か月間です。

☆ 当館所蔵資料の予約は5冊まで可能です。他館からの協力貸出は団体貸出ではお受けできません。

☆ 返却ボックスは利用せず、必ずカウンターにお持ちください。

## 2. 申込から利用開始まで

### ① 「団体貸出登録申請書」の提出

書式： ご来館の上、カウンターにて書類をお受け取りください。

記入： 団体貸出を利用する可能性のある方のお名前を全員分記入してください。

提出： FAX か直接ご持参ください。（保育園は交換便可可）

申請後、数日お時間をいただきます。利用の準備ができましたら担当者様宛にご連絡いたします。また、登録は3年ごとの更新制（保育園は1年ごと）です。

## 3. 利用の流れ

